

Ⅶ 参考資料

資料1 職能形態分類表

区分	世帯区分	基準	摘要
経営職	勤労者・無職以外	使用人5人以上を雇用する会社、団体などの役員	民間、官公庁職員でも高度の企画管理に従事する者を含む。
管理職	勤労者	管理的な仕事に従事している者	いわゆる職長、現場監督等は含まない。
専門職	勤労者、勤労者・無職以外	高度な専門知識技術を内容とする仕事に従事している者	大学卒業程度の能力を有し、更に高度の試験又は実務能力を必要とし、あるいは特殊な芸術的能力を必要とする仕事に従事する者
事務職	勤労者	書記的な仕事に従事している者	一般的な知識・経験に基づいて一定の判断的内容をもつ業務を行う者。単純な集金のような外勤作業などは含まない。
技術職	勤労者	技術的な仕事に従事している者	大学、短大卒業程度の能力を有し、一定の試験又は実務経験を必要とする技術的な業務に従事する者
商工職	勤労者・無職以外	独立して小規模(使用人4人以下)に商品の製造、加工、販売又はサービスを提供する業主	技能・労務職に分類されるべき者でも雇用されず、独立営業している者は含める。
技能・労務職	勤労者	主として肉体的労働に従事している者	工程に関する知識、機械の操作的能力を必要とするが、反復的・限定的な作業に従事する者
その他	勤労者・無職以外	経営職から技能・労務職のいずれにも当てはまらない者	
無職	無職	職業のない者	

資料2 区市別調査世帯数及び集計調整係数

令和5年1月分から適用

区市名	計	生計分析 調査	家計調査	抽出率	集計調整 係数
総数	792	252	540	-	-
区部	408		408		
新宿区	24		24		
文京区	12		12		
墨田区	12		12		
江東区	24		24		
品川区	12		12		
目黒区	24		24		
大田区	36		36		
世田谷区	36		36		
渋谷区	12	-	12	1/5936	1.987
中野区	24		24		
杉並区	24		24		
豊島区	12		12		
北区	12		12		
荒川区	12		12		
板橋区	24		24		
練馬区	36		36		
足立区	24		24		
葛飾区	24		24		
江戸川区	24		24		
市部	384	252	132		
八王子市	36	-	36		
立川市	36	-	36		
武蔵野市	12	12	-		
三鷹市	12	12	-		
青梅市	12	12	-		
府中市	36	-	36		
昭島市	12	12	-		
調布市	24	24	-		
町田市	36	36	-		
小金井市	12	12	-		
小平市	12	12	-	1/2988	1.000
日野市	12	12	-		
東村山市	12	12	-		
国分寺市	12	12	-		
国立市	12	12	-		
狛江市	24	-	24		
清瀬市	12	12	-		
東久留米市	12	12	-		
多摩市	12	12	-		
稲城市	12	12	-		
羽村市	12	12	-		
西東京市	12	12	-		